

川辺町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例案の概要について

1 条例の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」（第2次一括法）による「下水道法」の一部改正（平成23年8月30日公布）に伴い、これまでは政令で定めることとされていた

①公共下水道の構造の技術上の基準

②終末処理場の維持管理の基準

等について、それぞれ政令（下水道法施行令（昭和34年政令第147号））で定める基準を参酌して条例で定めることとされました。

これを受けて、川辺町における公共下水道の構造の技術上の基準を新たに規定するため、条例を制定するものです。

2 第2次一括法における下水道法の改正内容（H23. 8. 30公布、H24. 4. 1施行）（抜粋）

改正後	改正前
<p>（構造の基準） 第7条 公共下水道の構造は、<u>公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。</u></p>	<p>（構造の基準） 第7条 公共下水道の構造は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>（放流水の水質検査等） 第21条 （略） 2 公共下水道管理者は、政令で定めるところを<u>参酌して条例で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。</u></p>	<p>（放流水の水質検査等） 第21条 （略） 2 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。</p>

3 条例の内容

参酌することとされた政令の規定については、下水道の機能を発揮する上で必要かつ十分なものであることから、川辺町における公共下水道の構造の技術上の基準は、政令に従って次の内容で定めることとします。

なお、当町の公共下水道については、流域関連公共下水道であり終末処理場を持たないことから、処理施設に関する構造の基準や終末処理場の維持管理に関する基準については条例化をせず、排水施設における公共下水道の構造の技術上の基準のみを盛り込んだものとするものです。

基準の概要	
排水施設の構造の基準	<ol style="list-style-type: none">1 堅固で耐久力を有する構造とする。2 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、漏水及び地下水の侵入を最小限度とする措置を講ずる。3 屋外にあるものは、覆い又は柵の設置により下水の飛散や人の立入りを制限する措置を講ずる。4 腐食を防止する措置を講ずる。5 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう必要な措置を講ずる。6 排水管は、排除すべき下水を支障なく流下できるものとする。7 減勢工（排水の勢いを抑える施設）の設置その他水勢を緩和する措置を講ずる。8 排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずる。9 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所等にあつては、マンホールを設置する。10 ます又はマンホールには密閉できる蓋を設置する。
排水施設の構造の基準を適用しない下水道	次の下水道には排水施設の構造の基準は適用しない。 (1) 工事を施工するために仮に設けられる公共下水道 (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる下水道

4 条例施行日

平成25年4月1日施行予定

川辺町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例(案)

(趣旨)

第1条 下水道法第7条第2項に基づき、川辺町の設置する公共下水道の構造の技術上の基準については、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水及び汚水 それぞれ法第2条第1号に規定する下水及び汚水をいう。
- (2) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (3) 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第3条 公共下水道の排水施設(これを補完する施設を含む。)の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とする。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最小限度のものとする措置を講ずるものとする。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス製その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずるものとする。
- (5) 地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置を講ずるものとする。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずるものとする。
- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとする。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設ける。
- (10) ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉する

ことができる蓋)を設ける。

(適用除外)

第4条 前項の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日に既に存する施設で第3条の規定に適合しないものについては、これらの規定(その適合しない部分に限る。)は、なお従前の例による。ただし、施行日後に改築(災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。